

## 総務環境常任委員会会議録

- 1 本委員会の開催日時は次のとおりである。  
平成29年6月19日(月)午前9時00分
- 2 本委員会の出席委員は次のとおりである。

委員長	前島 広紀 君	副委員長	平原 志保 君
委員	新橋 実 君	委員	常盤 信一 君
委員	岡村 一二三 君	委員	池田 守 君
委員	今吉 歳晴 君	委員	宮内 博 君
- 3 本委員会の欠席委員は次のとおりである。  
なし
- 4 委員外議員の出席は次のとおりである。  
なし
- 5 本委員会に出席した説明員は次のとおりである。

消防局長	馬場 勝芳 君	総務課長	堀ノ内 剛 君
警防課長	喜聞 浩志 君	中央署長	落水田 伸一 君
溝辺分遣所長	西中園 章 君	総務課長補佐	神水流 崇 君
警防課長補佐	岩下 力 君	総務課主幹	堂平 幸司 君
総務課装備係	宮田 弘幸 君	警防課救急救助係長	今村 公俊 君
市民環境部長	久保 隆義 君	環境衛生課長	出口 竜也 君
市民活動推進課長	中馬 吉和 君	市民課長	佐多 一郎 君
市民課主幹	徳永 浩之 君	環境衛生課廃棄物対策G長	赤塚 裕樹 君
市民活動推進課市民環境政策G長	宝徳 太 君	隼人人権啓発センター主幹	富久 亮二 君
環境衛生課廃棄物対策G主任技師	榎並 勝 君		
- 6 本委員会の書記は次のとおりである。  
書記 徳留 要一 君
- 7 本委員会の付託案件は次のとおりである。  
議案第45号 財産の取得について  
議案第46号 財産の取得について
- 8 本委員会の概要は次のとおりである。

「開 会 午前 9時00分」

### ○委員長(前島広紀君)

ただいまから、総務環境常任会を開会いたします。本日は、去る6月13日の本会議で当委員会に付託されました議案2件についての審査及び所管事務調査を行います。ここで委員の皆様方にお諮りいたします。本日の会議は、お手元に配付しました次第書に基づき進めたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「はい」という声あり〕

それでは、そのようにさせていただきます。ただいまから審査に入ります。

△ 議案第45号 財産の取得について

△ 議案第46号 財産の取得について

### ○委員長(前島広紀君)

まず、議案第 45 号及び議案第 46 号、財産の取得について、関連がございますので、一括して審査いたします。執行部の説明を求めます。

○消防局長（馬場勝芳君）

議案第 45 号及び議案第 46 号、財産の取得について、一括して御説明申し上げます。まず、議案第 45 号につきましては、霧島市消防局溝辺分遣所に配備しております、交通事故や災害現場等において負傷者を救出・救助する際の活動車両である救助工作車を更新するため、地方自治法第 96 条第 1 項第 8 号及び霧島市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。内容につきましては、指名競争入札により、救助工作車 1 台を鹿児島市松原町 12 番 32 号、鹿児島森田ポンプ株式会社、代表取締役、尾曲昭二から 9,795 万 6,000 円で取得しようとするものであります。次に、議案第 46 号につきましては、霧島市消防局溝辺分遣所に配備している高規格救急自動車を更新するため、地方自治法第 96 条第 1 項第 8 号及び霧島市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。内容につきましては、指名競争入札により、高規格救急自動車 1 台を霧島市隼人町真孝 37 番 1 号、鹿児島トヨタ自動車株式会社隼人店、店長、今別府義尚から 2,700 万円で取得しようとするものであります。以上説明いたしましたので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○委員長（前島広紀君）

ただいま執行部の説明が終わりました。これより執行部に対する議案 2 件の質疑を一括して行います。質疑の際は、まず、議案番号を先に言ってから質疑をお願いいたします。質疑はありませんか。

○委員（宮内 博君）

一括で提案ということでもありますので、それぞれ財産の取得ということでもありますけれども、更新ということで提案をされているところです。それで、45 号 46 号について、これまで、どれくらいの使用年数があって、走行距離等も含めて、その辺のことを少し御紹介してください。

○消防局総務課主幹（堂平幸司）

救助工作車につきましては、平成 13 年 12 月に購入し、15 年を経過しております。走行距離につきましては、6 月 1 日現在ですが 3 万 7,310 kmでございます。高規格救急自動車につきましては、平成 19 年 12 月に購入しており、9 年を経過しております。走行距離につきましては、同じく 6 月 1 日現在で 17 万 557 kmでございます。

○委員（宮内 博君）

救急車の場合は、かなり出動回数も多いということで、走行距離も 17 万 km を超えているということでもありますけれども、救助工作車の場合は、今御紹介があったように 3 万 7,310 km ということでもあります。それで年数は、こちらのほうが古いんですけど、大体この種のものというのはどれくらいの耐用年数を当初から計画をされていたのか、その辺を説明ください。

○消防局総務課主幹（堂平幸司）

車両の更新基準を平成 27 年 1 月 15 日に改正したわけなんですけど、救助工作車につきましては、新規購入後 15 年を経過したものを考えております。それから高規格救急車につきましては、15 万 km 以上走行で、この場合において次期の車検の年度に併せて更新するというように基準を設けております。

○委員（宮内 博君）

走行キロからすると工作車のほうは、3 万 7,310 km ということでもあります。一定の基準を設けていて 15 年を経過したのだということの説明でもありますけれども、金額的に 1 億円近い物件でありますから実際に何らかの、これまで運行している中で不具合とか、装備の不備だとか不自由を感じたこととか、その辺があるのかどうか、そして、15 年というふうにした理由も含めてお願いします。

○消防局総務課長（堀ノ内剛君）

工作車の場合、走行距離が伸びていないんですけれども、基本的に内部に積んである、ウインチとか、クレーンとか、照明とか使用するときはかなり高い回転数で使用しておりますので、そういうことがございます。修理状況については、ここ何年かのうちにウインチの故障やセルフモーターの故障、それと発電用の電動クラッチの故障が見られたようです。それと、更新基準につきましては、メーカー側がこの工作車の部品についての年数を設けておりますので、それよりもちょっと長めのほうでこちらのほうでは基準としております。1回点検を受けてから交換する。大体10年から13年くらいを目安にしているようでございます。

○委員（岡村一二三君）

この議案、第45号、46号について、更新されるわけなんですけど、現在の車はどのような方法で処分することになっているのか、併せて、45号46号の燃料の消費率、1Lで何キロ走るのか。この高規格救急車は非常に燃料を消費するという話も聞いていますので、どのようになっているのか説明を求めたいと思います。

○消防局総務課主幹（堂平幸司君）

まず、燃費ですが救助工作車につきましては、2キロから3キロ、救急車につきましては、4キロから5キロでございます。あと、処分の方法ですが、今のところ鉄くずとして売却する予定でございます。従来どおりでございます。

○委員（岡村一二三君）

今までどおりというのがよく分かりませんので、例えば、既存の車を民間の企業というか病院というか、そういったところの希望もあるという話もあったりするわけなんですけど、それが売却可能なのか、取り決めがあると思いますので、それができない、会社に引き取ってもらうんだ、売却をするんだと、どちらの方法で選択されているのかお示してください。

○消防局総務課長（堀ノ内剛君）

公用車の処分につきましては、東京消防庁のほうから緊急自動車をテロ行為に使われる恐れがあるということの通達がありました。実際、救急車の形をして、サイレンと回転灯をつけてそのままテロ行為に陥ることが見られるということで通達があって、処分については、回転灯または、サイレン、名前を全部処分した形でしてくださいという通達があったものですから、そちらのほうで対応しております。

○委員（岡村一二三君）

分かったような、分からないような感じがしたんですが、そのまま使えばテロ行為とかいろいろ利用される可能性があるというのは分かるのですが、民間が買われる場合は色を変えとか、救急用のいろんなものが付いていますので、それをはずして民間用に改造してもらおうと、そういった定義付けができればできるんじゃないかと思うんですが、霞が関のほうの消防局は消防局の考え方でしょうけれども、一団体の財産ですから、そうすればできればできるんじゃないかと思っているものですから、その辺をどのように認識されているのか。

○消防局長（馬場勝芳君）

更新に当たって処分するには、民間のオークションとかですね。今、財産管理課のほうでオークションも行うということで、オークションにかけようかということで協議も実はいたしたところでございます。しかしながら、先ほどありましたように消防自動車とかこういったものについては、一部装備品をはずしたりして、塗装についても今ある文字なども全部消して塗装をしてからオークションにかけるということをすると、それでは余り意味がないと、そちらの費用が掛かるものから、そちらのほうもどれぐらい掛かるかということもいたしまして、財産管理課と協議をいたしましたけれども、それよりも鉄くず自体も重量がございまして、かなりの金額になるということでそちらのほうで処分をしてくださいという話になっているところでございます。そして、高規格救急車につきましては、先ほどからありますようにかなり走っておりますので、一回出動するとエンジンはつけたままで最後帰って来るまで止めないというような状況であるため、エンジンやラジエ

ターの部品傷んでおりますので、これらについては業者に聞きましても取るという業者はほとんどないと、オークションにかければ、そういうマニアの方がいて高くで売れるんじゃないかということで協議もいたしたところでしたけど、完全に一部の装備をはずしたり、塗装をし直したりしないといけないということで金が掛かりすぎるということで今は鉄くずということで処分をするというふうにしているところです。

○委員（新橋 実君）

まず、この指名業者選定に至った理由について、お伺いします。

○消防局総務課長（堀ノ内剛君）

救助工作車の場合につきましては、鹿児島消防防災、森田ポンプ、イズミ商事となっておりますが、工作車を扱っているところが、鹿児島県ではこの3件であります。鹿児島消防防災においては、帝国繊維という会社があります。それと、イズミ商事については、いちほらポンプが扱っております。指名競争入札というのは、これが専門の会社になりますので指名競争入札にしております。救急車につきましても鹿児島トヨタと森田ポンプ、それと鹿児島日産ということで鹿児島トヨタと鹿児島日産は、総務省の指定であるところがございます。森田ポンプについては、救急車は扱っていないのですが、消防車という形で消防車と救急車を引付けた形で救急車を扱っていますので、指名競争入札のほうに入れております。

○委員（新橋 実君）

これの設計額と落札率は幾らですか。

○消防局総務課長（堀ノ内剛君）

工作車につきましては、予定価格が1億でした。落札率が97.956%。高規格救急車につきましては、予定価格が2,700万円、入札を行ったんですが再入札となり落札率は100%ということになります。

○委員（新橋 実君）

100%となったわけですけども、これは見積ではなくても、たまたま、100%になったということですか。

○消防局総務課主幹（堂平幸司君）

そのとおりでございます。

○委員（新橋 実君）

資料の中に森田ポンプの救助工作車がありますが、最新鋭の機能で最新鋭の救助をとのことですが、前回の救助工作車と比較して今回、変わった点というのはあるんですか。

○消防局総務課長（堀ノ内剛君）

やはり、15年経ちますと、いろんな資機材が進歩しております。例えば、照明それと写真の裏側を見ていただくと分かるんですが、主なものというのは前方にあるウインチ、上部に照明器具、後ろについているクレーンということになりますが、このクレーンにつきましても現在は、3tを持ち上げるような能力、ウインチについては5tを引っ張り上げるような能力、照明につきましても倍の縦100m横60mを照らすぐらいの機能が備わっています。

○委員（新橋 実君）

救助工作車については、3万7,310kmということで紹介があったわけですけども、これの利用頻度についてですが、何回ぐらい出動しましたものですかね。

○消防局警防課救急救助係長（今村公俊君）

平成28年度中の出動でございますが、85件の出動がありますけれども、これは中央署に配備しております、工作車と合わせて2台の出動件数となっております。

○委員（新橋 実君）

これは、中央署と一緒にということですか、2台一緒に同じ現場に走ったということですか。○消防局警防課救急救助係長（今村公俊君）

事案によりまして、2台走ることもあるんですが、基本的には別々に管轄がございまして、中央署管轄内の救助工作車は管轄内を走る。溝辺のほうは横川、牧園のほうもカバーしております。

○委員（新橋 実君）

これは溝辺と横川、牧園だけをカバーされたということですよ。中央署管内ではないわけですよ。

○消防局警防課救急救助係長（今村公俊君）

例えば、災害等がありますと複数事案発生しますので、その際は、例えば、溝辺の工作車が隼人町のほうに下りてきて活動する場合もございます。

○委員（今吉歳晴君）

積載されている医療資機材については、メンテナンスはされていますか。決まりがあるんですか。

○消防局総務課装備係（宮田弘幸君）

資機材のメンテに関しましては、2年毎に1回程度ずつメンテナンスをしております。

○委員（今吉歳晴君）

例えば、メンテナンス、医療資機材の追加とかも鹿児島トヨタのほうに手配をされているのか。

○消防局総務課装備係（宮田弘幸君）

1度購入した中身の資機材なんですけれども、後から追加で購入することは無くて、最初で一括して、全てを」購入します。メンテナンスについては、鹿児島トヨタを通じて医療資機材会社にお問い合わせしているところです。

○委員（今吉歳晴君）

その資機材の会社というのは、県内に何社かあるわけですか。

○消防局総務課装備係（宮田弘幸君）

県内に3社ほどあります。

○委員（池田 守君）

この救助工作車ですけど、先ほどの話では中央署と溝辺分遣所ということでしたけど、霧島市にあるのはこの2台だけですか。

○消防局総務課長（堀ノ内剛君）

救助工作車は、2台になります。

○消防局長（馬場勝芳君）

先ほど、救助工作車の概要で大きく変わったところでもう一点ございまして、ポンプ水槽が付いたということで、これまでの救助工作車にはこれは付いておりません。特に溝辺の場合は、交通事故等で高速道路に入ることが多いわけですけども、高速道路の車両事故の場合は、燃油が漏れている場合があるので、それを洗い流す。あるいは、火が点いて燃えているところもありますので、そういうポンプ水槽がありますと、そこで消せるというようなことございまして、今回、新たに水槽付が出てきたということで、水槽付きと致しましたので、前回の平成18年に中央消防署の分を買ったときからすると2,000万程、価格が高くなっているということになっています。水槽は100Lです。

○委員長（前島広紀君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、これで執行部に対する質疑を終わります。ここでしばらく休憩いたします。

「休憩 午前 9時23分」

「再開 午前 9時24分」

## △ 自由討議

○委員長（前島広紀君）

休憩前に引き続き会議を開きます。次に、議案2件の自由討議に入りますけれども、本日の会次第順に進めてまいりますので、意見があれば御発言ください。それでは、まず議案第45号について意見はありませんでしょうか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、次に進みます。議案第46号について、意見はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、これで議案2件の自由討議を終わります。ここでしばらく休憩します。

「休憩 午前 9時25分」

「再開 午前 9時26分」

○委員長（前島広紀君）

休憩前に引き続き会議を開きます。それでは、これより議案処理に入ります。議案番号順に行います。

#### △ 議案第45号 財産の取得について

○委員長（前島広紀君）

まず、議案第45号、財産の取得について、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。採決いたします。議案第45号について、原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

御異議なしと認めます。したがって、議案第45号は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

#### △ 議案第46号 財産の取得について

○委員長（前島広紀君）

次に、議案第46号、財産の取得について、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。採決いたします。議案第46号について、原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

御異議なしと認めます。したがって、議案第46号は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

#### △ 委員長報告に付け加える点についての確認

○委員長（前島広紀君）

だいま2件の議案処理が終わりましたが、委員長報告に何か付け加える点はありませんか。

○委員（常盤信一君）

今、二つの議案の提案があり可決されたわけですが、両方とも特殊な車両であるのはもちろんのことですが、霧島市にとって大変必要な場所に必要な車両を設置するということが大事なことです。併せて1億近い金額にもなるわけですし、特殊車両であり、それぞれの機能も更新する際は、内容が明らかになるような資料も提供していただいて、皆さんが分かるようにしていただ

くと、非常に助かるような気がしますので、その点はぜひ執行部のほうへ提案をしていただければと思います。

○委員（岡村一二三君）

もう可決したわけなんですけれども、委員長報告に付け加える点ということですので、これまで救助工作車の活動状況が分からない部分がありますので、過去の活動実績の写真でも貼付されていたらより一層、我々も認識が高まると思っていますので、今後、それも検討していただきたいとお願いしておきます。

○委員長（前島広紀君）

ほかにありませんか。それでは、ただいまの御意見を盛り込んだ報告とし、報告については委員長に御一任いただけますでしょうか。

〔「はい」と言う声あり〕

それでは、そのようにさせていただきます。これで付託された案件の審査を終了します。ここでしばらく休憩します。

「休憩 午前 9時29分」

「再開 午前 9時31分」

#### △ 所管事務調査 霧島市一般廃棄物処理計画の概要等について

○委員長（前島広紀君）

次に、所管事務調査を行います。まず、霧島市一般廃棄物処理計画の概要等について、調査します。執行部の説明を求めます。

○市民環境部長（久保隆義君）

本日は、所管事務調査として、霧島市一般廃棄物処理計画について、取り上げていただきましたので、概要等を御説明させていただきます。まず、環境衛生課長が御説明申し上げますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○環境衛生課長（出口竜也君）

それでは法定計画であります、霧島市一般廃棄物処理計画の概要等について、御説明いたします。まず始めに、先にお配りしました3種類の計画書があると思いますが、こちらを御覧ください。これらのうち平成20年に作成したものが、前回の計画書になります。一般廃棄物処理計画は、計画期間を10年間としており、その計画期間が平成20年度から平成29年度まででありまして、今回、計画期間が終了しますので、新たに作成するものでございます。そして、こちらの平成25年に作成したものが、内容等につきましては、大きな変化はありませんが、5年後に中間見直しを行ったものです。そして、こちらの平成29年度に作成したものが、一般廃棄物処理計画の策定を受け、その実施計画として単年度ごとに作成している計画の最新版でございます。それでは、本日お配りしました資料、霧島市一般廃棄物処理計画の概要に沿って御説明申し上げます。本市の廃棄物行政については、これまで、一般廃棄物の適正処理やリサイクルの推進等について各種の施策を展開してきたところですが、平成30年3月で現在の霧島市一般廃棄物処理計画の期間が満了することから、本資料3ページにお示ししております、廃棄物処理法第6条第1項の規定に基づき、新たな計画を策定するものであり、同法第6条第2項に示してある項目を盛り込むこととされております。1ページに戻ります。本計画は、廃棄物の発生抑制、減量化及びリサイクル等の推進並びに適正処理を推進し、廃棄物行政を総合的、かつ、計画的に推進することを目的に、国・県の法律等をはじめ、市の上位計画である第二次霧島市総合計画及び第二次霧島市環境基本計画、並びに6月2日の全員協議会にて概要を説明しました霧島市ごみ減量化・資源化基本方針と整合を図り、策定するものでございます。計画項目としましては、ごみ処理基本計画と生活排水処理基本計画の2つの計画を担っているものでございます。続きまして、資料2ページを御覧ください。2. 計画の期間について、本計画

の対象期間は、資料の4ページを御覧下さい。これは、平成25年に環境省より示されたごみ処理基本計画策定指針の抜粋でございますが、この中の(6)一般廃棄物処理計画策定の時期に記載されている内容に基づき、目標年次を10年間とし、計画策定から5年後に、環境や社会情勢の変化、廃棄物処理技術の進展等を踏まえ、計画の見直しを行うこととしております。資料2ページにお戻りください。このことより今回の計画は、平成30年度から平成39年度までの10年間とし、5年後の平成35年度に計画の見直しを行います。また、本一般廃棄物処理計画の実効性を確保するため、単年度ごとの実施計画を作成し、行政評価により進行管理を行っていくこととなります。続きまして、3. 計画策定のスケジュールですが、下表のとおり、現在、本計画の素案の検討を行っており、データ収集等を行っているところであります。その後、関係各所との協議を行いながら、本年9月に計画案の調整を行いまして10月に開催いたします、平成29年度の第4回環境対策審議会において、計画概要の説明及び意見の聴取を行います。そして11月に、これらの意見を踏まえまして、最終案のとりまとめを行っていくこととしております。その後、議会の皆様に計画の内容等について、御説明させていただく予定としております。次に、計画の具体的内容につきまして簡潔に御説明いたします。先ほど説明いたしました霧島市一般廃棄物処理計画の平成20年度版の目次をご覧ください。全体は、3つの章から構成されております。まず、第1章、計画の策定にあたってでは、この計画の趣旨、位置づけ、期間などを定めており、先ほど概要資料を用いて御説明したところでございます。次の第2章ごみ処理基本計画では、第1節ごみ処理の現状と課題として、分別収集の区分やごみの排出量のデータを示し、更なるリサイクルの推進や分別の徹底の必要性などの課題を載せております。第2節、将来予測と目標設定では、ごみの排出量等の将来予測や市民一人1日当りのごみの排出量等の目標設定を行っております。第3節から第4節では、3R運動の推進など施策の方針や基本的なごみ処理体制等を定めております。続きまして、第3章、し尿処理基本計画ですが、今回作成する計画から生活排水処理基本計画と名称が変わります。こちらにつきましても、第2章、ごみ処理基本計画と同様の手順で、水洗化人口や、し尿及び浄化槽汚泥の収集量といった現状と課題、そして将来予測や合併処理浄化槽の設置などによる生活排水対策の推進方針等を定めておりますので、お目通しいただければと思います。以上、簡単ではございますが、一般廃棄物処理計画の概要等についての説明を終わります。

○委員長（前島広紀君）

ただいま執行部の説明が終わりました。これより執行部に対する質疑を行います。質疑はありますか。

○委員（宮内 博君）

極めて概略的な紹介を頂いたんですけども、基本的に、これからのごみをどういうふうにしていくのかという点で、ぜひ、その説明を頂きたいというふうに思うんですけど、新しく計画を策定するに当たって方向性といいますか、その辺がちょっと掴めませんので、少し立ち入って御紹介ただけませんか。

○環境衛生課長（出口竜也君）

全体の概略過ぎて申し訳ありません。今後のごみの減量化、そして、リサイクルの取組ですが、先般の霧島市ごみ減量化資源化基本方針というのを5月に策定しまして、全員協議会のほうで概略の御説明いたしたところでございます。こちらのほうで、今後の取組の基本方針を定めておまして、こちらのほうで今後の流れというのを御理解していただけるんじゃないかと思います。今日は、手元にないと思いますので、先に3部お配りしましたうちの三つ目の平成29年4月、説明しておりますとおり実施計画ということで毎年度、定めているものの現在のものがございます。めくっていただきまして2ページのところに、ごみの区分及び排出方法という一覧表があるかと思います。こちらが本年度のごみの分別区分の一覧表でございます。具体的には、ごみカレンダーですね。ごみの分け方として皆様方の家庭のほうに絵を交えながら、お願いしている基となるごみの区分と排出方法、出し方の計画の部分でございます。3ページ、4ページについては、生活系ごみ、事業系

ごみ等の排出の委託とか、そういった区分がございます。7ページを開きください。7ページのほうが、ごみの直近の排出量のデータであります。そして、7ページの上が排出量で7ページの下②が、ごみの資源化量ということで、皆様方に分別していただいた、おおむねの区分ごとの資源化量の実績と本年度の推計値が載っております。単年度ごとに見直しながら計画を進めるのですが、8ページのほうを御覧ください。3R推進計画ということで、こちらにございますとおり3Rの推進です。具体的には、今までとおりの分別の推進、そういったもの続けていくということを行っております。現在のところの課題と致しましては、一昨年、可燃ごみの分析もしたんですけど、やはり、可燃ごみの中にリサイクルできる紙とかプラスチック類が多く含まれているという実態もあります。また、ごみの排出量ですけれども、市民一人1日あたりに割り崩しますと、平成27年度で967gだったんですけど、現行の一般廃棄物処理計画では900gを目指しております、まだ、ごみの量が多いという状況にあります。そう言ったことから、ここら辺をどうしていくかというのが、今後、検討していく予定です。直近では、古布の分別収集のほうを開始しました。昨年度、持ち込みのほうを試行的に開始して、ごみステーションでの分別として資源ごみとしての収集も始めております。また、インターネットの分別収集のアプリというのも加入しまして、ごみのカレンダーとか、分別の辞典というのも簡単にスマホ等で検索できるように、昨年度からいたしております。そういった分別をどうしていくのかという工夫、周知などを考えながら次期計画を練っているところです。

○委員長（前島広紀君）

詳しく説明を求めると相当時間が掛かるとお思いますので、前もって資料も配布してありますのでそれと併せて、前回の全協での説明もございました。その辺りも含めてできれば一問一答形式で進めていきたいとお思います。

○委員（宮内 博君）

それで、先ほど1人当たり1日の排出量は、900gを目指していくという方向性であるんですけど、平成20年と平成25年という、3種類の資料を頂いているんですけど、今回の資料が分かりにくくなっていく点があるというふうに思うんですね。8ページのところなんですけれど、平成20年、平成25年は、グラフで推計値を紹介していて非常に分かりやすかったのですが、グラフが無くなっていて、その排出量が表で示されているということになっているものですから、比較がしにくいんですけど、ぜひ、グラフはそのまま残してほしかったなというふうに私は個人的に思うんですけどね。それで、そこの中で、より分かりにくくなったのが、ごみのこの排出量の全体量の部分で7ページのところに可燃ごみということになっていきますけれども、平成27年度実績が平成28年度の見込みからすると平成28年度は減少するという計画ですよ。171tですかね。それで、平成29年度の推計値については、461tのプラスというふうになっているんですけど、その辺の説明をいただきませんか。

○委員長（前島広紀君）

しばらく休憩します。

「休憩 午前 9時50分」

「再開 午前 9時52分」

○委員長（前島広紀君）

再開します。

○環境衛生課廃棄物対策G長（赤塚裕樹君）

増加しているのは、単純にここは人口割で推計値を計算上で出している値になっております。

○委員（宮内 博君）

人口割ですれば減ることになるんじゃないですかね。だから、人口は減少傾向にあるんだけど、ごみは増えている。目指す目標は900gとありましたでしょう。そこの関係で何が見えてくるかっていう話ですよ。どう手を打っていかなくちゃいけないかというところが、こういう数字の中か

ら次の政策に見えてくるというふうに思うので、そういう観点からの質問です。

○環境衛生課廃棄物対策G長（赤塚裕樹君）

この人口推計値は、人口13万人とみなしたので推計を出してしまっていて、それで人口が推計値では上がっているということで、それに対するごみの排出量ということでここでは上がっているというような結果になっております。

○委員（宮内 博君）

公共施設管理計画の議論が本会議でもありましたよね。それで、いわゆる2本立てで推計値を出しているということだったんですけど、確かにその戦略的には13万人を目指すということが示されているんだけど、現実はどういう傾向にあるのかということから出発していくということにならないと正確な判断ができなくなってくるんじゃないのかなと、どんどんその数字が乖離していくわけですから、一人当たりの排出量だけで単純に計算をしていくと。そうすると将来的には、ごみのコストが非常に莫大なものになってくるというようなことが伴いますし、当然、それによってその計画を立てなきゃいけないと、さらに矛盾が広がるというようなことが進むのではないかと、いうふうに思うのですよね。だから、そのところはもう少し議論が必要なのところではないかというふうに思うのですけど、その辺は庁内でどんなふうに議論したのですかね。

○環境衛生課長（出口竜也君）

御指摘のとおりでございまして、やはり、人口とごみの排出量というのが一番大きな指標でございまして、本年度の実施計画の資料に基づいての現在の姿でございまして、実際計画を立てるとなると10年後、あるいは中間点で5年後に見直しがありますけれども、そういった長いスパンを考えて、そして、5年後は見直しの機会があるんですけども、やはり、ごみ処理の上では、減量化、リサイクル推進というのを第一次的に進めてまいりますので、5年10年の計画を妥当なところで検討しまして、後は、このような単年度の施策の中で修正をしながら実施していくしかないところでございまして、ごみのこれまでの推移ですね。また、人口も微減の状況でございまして、ごみとしては、減る方向かもしれませんがリサイクルも進めていけば減っていくと思えますけれども、この廃棄物行政におきましては中間的なものを考えながら、人口が増えてごみが増えたとしても対応できるようなことも考えながら、あるいは、大幅に減る分には対応は可能かと思えますので、そういったところを十分考えながら適宜修正していかざるを得ないのかなと考えております。

○市民活動推進課長（中馬吉和君）

補足させていただきます。今こちらのほうでごみの減量化の基本方針などについて、いろいろ検討いたしておまして、1日当たりの一人が出すごみ量についてもこの前お示しをしたところでございまして、これに基づきまして、ごみの減量化対策、資源化対策を進めていくわけでございますけれども、これに沿う形で、今後、敷根清掃センターの炉のほうの決定なども行うことになっております。これは、宮内委員からの御指摘等もございましたように、これまでと同様の全く同じような処理能力をそのまま維持すると莫大な経費が発生することになりますので、このごみの基本方針に基づきながら、さらにいろんな人口要因、プラスの要因、マイナスの要因等も今後発生するでしょうから、その辺も加味しながら、また、適正な施設の整備等についても検討していくことといたしております。

○委員（宮内 博君）

一人当たり、900gの排出を目指していくというところで、目標値ははっきりしているんだろうというふうに思うんですけど、ただ、実際にこの排出量の推移をたどっていくと平成20年に示されている資料からするとですね。平成18年からしてもいいと思うんですけども、平成18年からするともう一人当たりのごみの排出量は、平成18年度では、949gではなかったかなと思いますけれど、それで976gに上がっているんじゃないのかなというふうに思いますけれど、さらに、この事業系のごみの推移等についても、今回、棒グラフがないもんですから、よく分からないんですけど、平成23年度では少し減少傾向になっているんですけど、一時的に減っているという傾向もありま

すけど、その辺は、総量の中のごみ排出量の中では、示されている。どんなふうになるんですかね。

○市民活動推進課長（中馬吉和君）

このごみの総量の中で家庭系のごみと事業系のごみというような分析の仕方も私どものほうで、行っているところでございます。家庭系のごみの一人当たりの排出量というのは、ほぼ、同規模の自治体とほとんど変わらないのでございますが、事業系になりますと、やはり、観光地を有しているとか、そういうような要因等もございまして、どうしても事業系の一人当たりのごみの排出量が他市の同規模の自治体と比べて多いようでございます。それ以外にも事業系のごみの排出量の多い病院等がございまして、今回、この基本方針に基づいて取り組んでいく主な項目としては、事業系のごみをいかに減らしていくかというようなことも、私どものほうでは協議の対象と検討の対象というふうに捉えているところでございます。

○委員（宮内 博君）

平成 18 年と比較すると平成 18 年は、棒グラフで示されていますよね、事業系が 1 万 3,086 t、生活系が 3 万 1,341 t ということになっているんですけど、平成 29 年はどうなっていますか。

○環境衛生課廃棄物対策 G 主任技師（榎並 勝君）

平成 27 年度の実績ですが、生活系は 2 万 7,325 t、事業系が 1 万 4,180 t でございます。

○委員長（前島広紀君）

グラフは無いんですか。グラフがあるんだったら後でもらえたらいいと思うんですけど。[「作成して」という声あり]作成しないといけないのですか。[「今、計画を作成中ですので、次期計画でそのグラフを入れるのは可能です。」という声あり]

○委員（宮内 博君）

計画を 5 年単位で遡ってどういうふうに推移してきたのかというのは、一目で分かるような形でお示しをするというような工夫は必要だと思うし、前 10 年間はこういう形で示しているわけですから、それは、ぜひ、新しい計画の中でも踏襲してほしいですね。そこのところは、私のほうからもお願いをしておきたいというふうに思います。もう一つは、リサイクル率の関係でございませけれども、ごみを減らすというのは、いかにリサイクル率を高めていくのかということと相まって進めていかなければいけないことなんですけど、平成 18 年は 20.9%ということで紹介されているんですけど、平成 28 年は 17.6%と落ちているんですね。それで主に何がどういうふうに落ちているのかというようなことで、どこをどういうふうに手立てを講じていかなければいけないのかということをお示してください。

○環境衛生課長（出口竜也君）

10 年前の平成 18 年度の 20.9%なんですけれども、こちらの根拠につきましては調べさせてもらえませんかでしょうか。近年、この 5 年間のリサイクル率は、平成 23 年度が 15.6%、平成 27 年度が 18.2%ということで、近年、上昇の傾向にはございます。また、調べさせてください。

○委員（宮内 博君）

平成 29 年度の計画の中で、今示している資料の中でも 7 ページの部分でも紙類、熔融スラグ、プラスチック類が 100%を切っているということになっておりますけれども、私は、最近この一つの現象として表れている部分にどう対策を取っていくのかということが迫られてきている部分があるんじゃないかなというふうに思うのは、いわゆる民間の回収ボックスですね、これが市内の相当な箇所に設置がされていると。そして、たまに覗き込んでみますとかなりの段ボール類、紙類が投入されているわけですね。それで、1 年 365 日、24 時間、開いているわけですから、そこに投入する方も相当増えているのではないかと思います。そうするとリサイクル率というのは、ごみの全体はそれで少なくともはなるということにはなるんでしょうけれども、市のほうで売却益を得ようというようなことになると、ここの部分がリサイクル率も低くなるということも含めて、一つ懸念の材料かなというふうに思ったりするんですけど、その辺どうですか。

○環境衛生課長（出口竜也君）

確かに民間のリサイクルボックスで紙類が見られるようになりました。従来、新聞社におきまして月に1回、新聞の回収日ということで、それぞれの御家庭の門のところに出して回収をされています。一方で、市のほうとしても直接持ち込みもあれば、また、資源の日のステーション回収もしているところでもあります。新聞社の回収量につきましては、平成27年度の数字では809tでありまして、一方で市のほうで収集しているものが570tということです。新聞、チラシに限りますと新聞社の回収のほう为上回っているという状況であります。また、今後、リサイクルボックスが出ておりますので、そちらは、新聞等のほかにも段ボールとか雑紙等も回収しておりますので、ちょっとそこら辺の数字の把握は、現状できないという課題もございますので、また、そこはできれば調査してまいりたいと思っております。

○市民活動推進課長(中馬吉和君)

補足させていただきますけども、民間のほうでそういうような資源ごみの回収をされております。そして、その民間が行います資源ごみの回収に市民の方が出されております。これはやはり新聞などは、特に重量がございまして高齢者の方とかが軒先に出せば回収してくれるというようなものもございまして。ですから私どもも何でそういう民間に出されるかといいますと、やはり、利便性がそっちのほうが高いというような市民のニーズがございまして。ですから、私どもも今後、検討を進めていく中で、その資源ごみの回収の回数を増やしたり、あるいは高齢者への対応とか、その辺もどうあるべきか、というような姿を想定しながら資源ごみを市が回収を行う部分の量を増やすような検討を重ねていくことといたしているところでございます。

○委員(岡村一二三君)

二つほどですが、資料が3部あります。年度ごとに作成の経緯も違うようですので、この資料、計画書は、自己作成資料なんですか、それともコンサルに委託したものなのか。あと、一点は、行政が総合支所、本庁含めて七つありますよね、行政棟が、この行政棟からのごみは、事業系で出しているのか、生活系で出しているのか、ばらつきがあったようですが統一されたのか。

○環境衛生課長(出口竜也君)

まず、一点目の計画類は、全て職員のほうで作成しております。

○環境衛生課廃棄物対策G主任技師(榎並 勝君)

行政棟のごみにつきましては、現在、牧園地区と横川地区が事業系で収集されています。それ以外の地区は家庭系のごみ収集で収集をしているようでございます。

○委員(岡村一二三君)

なぜ、こういう質問をするかという、事業系で出されたほうが良いと思うのですが、統一しないと、こっちの計画も数値が違ってくるわけなんですよ。それと、この資料は自己作成という答弁だったんですが、先ほどから質疑もあったんですが平成20年度の分と平成29年度の分、中身に棒グラフがなかったり、いろいろ質疑が出ているんですが、行政が自己作成をしているのであれば、やはり、住民が見て分かるような資料を作ることが、なぜできないんでしょうか、その辺をもう一回。

○環境衛生課長(出口竜也君)

一件目の庁舎のごみでございまして、以前にも御指摘を頂いておりますけど、現在のところ統一できていません。これにつきましては、御指摘のとおり事業系、家庭系の数字の状況も変わってくるということもありますし、そこは、また、統一に向けて検討をさせていただきたいと思っております。あとの資料につきましては、平成29年度版につきましては、実施計画ということで主に、これは職員のほうで用いる資料ということでグラフ等は割愛して作成されております。一方、10年ごと、5年ごとの一般廃棄物処理計画の分につきましては、広く公表するという、グラフ等も入れているという、そういった資料であります。いずれにしても、説明責任は、変わりませんので統一してグラフなどを用いて、分かりやすくというのは反省すべき点だと思いますので改善してまいります。

○委員(宮内 博君)

生活系のごみの減量化の大きな柱の一つは、生ごみだろうというふうに思うんですね。それで一部、試験的にやってきた実績もあるわけですけど、隼人の宮内地区などでは、まだ、それが置かれておりますので継続されているのかなと思います。これをどう減らしていくのか。当然、堆肥化でありますとか、あるいはその家庭菜園等への積極的な活用だとか、一般的に言われるのが水切りを奨励しましょうということなんですけれど、やはり、再資源化できるという面も持っているのですし、当然、その炉が傷む一番の原因が、この生ごみを焼くということに要するコスト、そして、炉を傷めるという面もあるということで総合的な対策が必要なんですけど、新しく示される中ではその点についてどういう年次的な計画等を持っているのか。そして、達成目標について現状とその到達の段階でどういうふうに考えているのかお示してください。

○環境衛生課長(出口竜也君)

生ごみの資源化の問題でございます。先月、策定しました、霧島市ごみ減量化資源化基本方針の中で市の取組ということで、ごみの減量化資源化の調査研究のテーマの中で生ごみの資源化の調査研究というのも項目として掲げております。2行ほどではありますが読み上げますと、「本市において可燃ごみの中の最も大きな割合を占めている生ごみについて、堆肥化等による資源化の可能性等について調査研究する」と方針のほうではなっております。今後、今御指摘のありましたとおりの過去の、また、現在も続いている試行のことも検討しまして、今後、他市の例なども研究しながらこの件については、また、検討を続けてまいりたいと思います。分別して出す際に市民の方々にある程度、生ごみを分けて出すというのは負担が生じますので、そういった負担の程度と生ごみの処理の方法ですね。民間委託なのか、堆肥化して需要があるのか。また、そういったものの兼ね合いを研究してまいりたいと思います。今ございましたとおり、現在でも食品ロスの対策ということも併せて、基本方針の中でも掲げておまして、生ごみの水切りとか、食べきり、3010運動といったものを、そして、また、食品残渣ロスの対策に対する取組も方針の中で頭出しをして、今後、総合的に検討していくことにしております。

○委員(常盤信一君)

私もよく分からないところあるんですが、議会連携で議論をしていわゆる議決すべき事件を定める条例の計画策定について、市長のほうに申し入れをして、この件についても時期的にいいのではないかということの判断を頂いて、今議論をしているんですが、10年計画の最終年度です。それで平成29年度が2か月過ぎて、今議論をしているわけですけども、最終年度の結果を待たずして議論をするということがいかなものなのかと、最終年度は無視をしてというと失礼かもしれませんが、抜きにして、この9年間の数字の統計に基づくことを根拠にしながら、向こう10年を語るという点では非常に我々も難しいところがたくさんあるわけです。従って、もうちょっと、資料にしてもそうですが、具体的な考えまで提供していただくと、我々も議論のしようがあるのかなと思ったりもしているところです。そういう意味では、出された概要、あくまでも概要だと思っておりますが、ここに計画があるように10月に開催して第4回の環境審議会において云々ということで、11月に最終案をとりまとめて最終的なというスケジュールからするとですね。もうちょっと具体的な議論ができるような準備をしていただければ、私たちも助かるなと思ったりもしているんですが、そこら辺はいかがお考えでしょうか。

○環境衛生課長(出口竜也君)

近年のデータ等につきましては、準備を致しておまして、先ほどご指摘がございましたとおりグラフ化するなど、分かりやすく作成するように工夫できると思います。具体的な計画につきましては、今後、市民の皆様方の代表に集まっております。ごみ減量化資源化問題の検討委員会などもございますので具体的な計画につきましては、そういった御意見を伺いながら、これから作成していくところでございます。なお、先にお示ししました霧島市ごみ減量化資源化基本方針のところ概ねですね、新計画の方針的な部分の骨子にもなっておりますので、そこに肉づけ

をして、5年前、10年前のような計画を今策定しているところがございますので、また、進捗に応じて、先ほどありましたとおり議決の調査などのこともありますので、報告を致したいと考えております。

○委員（常盤信一君）

私どもは、議論をさせていただきますが、必要によってはこの秋に一定の最終的な案を提出されるまでには、議会とも議論をしてよろしいですよと受け取っていいですかね。

○環境衛生課長（出口竜也君）

そのとおりでございます。分かりにくくて申し訳ありませんでした。また、具体的な案ですね、たたき台的なものを、分かりやすいものを作成しながら皆様方のほうには、御要望に応じまして調整をさせていただきたいと思っております。

○副委員長（平原志保君）

教えていただきたいのですが、先ほどの古紙の回収で新聞社等が民間で取りに来てくださって、回収していますよね。そちらのほうに幾つかもっていかれて、霧島市のほうで回収する分が少なくなるということなんですけれども、市としてはどうなんですか、民間はないほうがいいですか。全部自分のところで回収したほうがいいということなんですか。それとも、やはり民間で集めてもらって、そうすると今市のほうでは各家まで行って集める必要はないし、その人件費っていうのは掛からなくて済むわけなんですけれども、先ほどお聞きしていますと、その集め方、回数が増えるのはいいと思うんですけれども、その集め方に対して玄関先まで集めに行くような資源ごみのこともちょっと検討するようなふう聞こえたんですけれども、その辺はどのようにお考えなのか、詳しく教えてもらえたらと思うんです。

○市民活動推進課長（中馬吉和君）

市にとって民間事業者が資源物を回収するという点、これは売却益という視点で見ますと霧島市にとってはマイナスの部分がございます。ただ、事業者が適正だと申しますか、回収したものを適正に資源物として、いわゆる適正な事業者であれば、共存というような方法も考えられるのではないかと思います。先ほど、利便性の上で市としても何らかの対策をとってお話も申し上げましたけれども、これはあくまでも議会のほうでも御質問を頂いております、高齢者のごみの排出をどうするかという観点で申し上げたところでございます。一人で、自分でごみを出すことが困難な高齢者に対して福祉施策としてどのような対応をしていけばいいかということで、他市では市が行うものもございまして、いろんな衛生自治団体連合会、霧島市で言えば保全協会、この辺の事業としてそういうようなものを取り組めないのかとか、いろんな議論をこれからして、高齢者対策としての利便性の向上も図っていかなければならないという考え方で私のほうは申し上げたところでございます。

○副委員長（平原志保君）

分かりました。お答えできるか分からないんですけれども、その高齢者の方々がどのようにごみを出されているかの調査というのは、まだ、されていないですか。

○市民活動推進課長（中馬吉和君）

ごみをどのように出しているかというような調査は行っておりませんが、ごみ出しが必要な高齢者に対して福祉のほうで、例えば、ヘルパーさんであったりとかいろんな地域の方の支援であったりとか、そういうような支援を受けていらっしゃる方の状況については、一部把握しているところがあるようにお聞きしております。

○委員長（前島広紀君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、これで執行部に対する質疑を終わります。ここでしばらく休憩いたします。

「休憩 午前10時29分」

「再開 午前10時44分」

#### △ 所管事務調査 人権条例について

##### ○委員長（前島広紀君）

休憩前に引き続き会議を開きます。次に、人権条例について、本市の取組と他市の状況等を調査します。執行部の説明を求めます。

##### ○市民環境部長（久保隆義君）

本日は、所管事務調査として人権条例につきましても取り上げていただきましたので、本市における人権啓発事業の取組や他市町の人権条例の制定状況等について、御説明させていただきます。まず、市民課長が御説明申し上げますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

##### ○市民課長（佐多一郎君）

まず、本市においての人権啓発の取組状況について御説明申し上げます。資料の1から2ページをご覧ください。平成12年に制定された人権教育及び人権啓発の推進に関する法律第5条における地方公共団体の責務を踏まえ、平成20年3月に霧島市人権教育・啓発基本計画を策定しております。この計画に基づき、市民課においては、じんけんフェスタ、人権の花運動、北朝鮮当局による人権侵害問題についての啓発・広報活動、人権問題職員研修、隼人人権啓発センターでの人権学習会などの人権教育・啓発事業を行っており、学校教育課・社会教育課・企画政策課の事業等も併せ、また、霧島人権擁護委員協議会などの人権関係団体とも連携し、人権啓発や人権意識の高揚に努めているところでございます。県内の基本計画の策定状況につきましては、3ページをご覧ください。県内43市町村のうち31市町村が策定済みで、平成29年度中に6市町が策定予定となっております。なお、今回、調査対象となっております人権条例につきましては、本市においては制定いたしておりません。この人権条例に関する他市町の状況でございますが、県内市町村における人権条例につきましては、さつま町、伊佐市、湧水町の3市町が制定しております。それぞれの条例の内容については、資料の4ページから6ページに添付しております。すでに制定されている人権条例の内容としては、基本理念・条例の目的・市の責務・市民の責務・人権施策の推進が主なものとなっております。また、県外の参考条例として、7～8ページに兵庫県篠山市、9ページに愛媛県、10ページから11ページに奈良市を添付しておりますので、御覧ください。資料の12ページを御覧ください。人権条例に関係する国・県の動向等でございますが、平成28年12月9日に制定され、同月16日に公布・施行されました部落差別の解消の推進に関する法律において、国及び地方公共団体の責務、相談体制の充実、教育及び啓発、部落差別の実態に係る調査などの項目が掲げてあります。県にも確認しましたが、この法律についての国のガイドラインなどは、まだ示されていないとのことでした。最後に資料の13ページを御覧ください。平成29年3月定例会で人権条例の制定についての一般質問がございました。人権問題は、同和問題をはじめとして、女性、子供、高齢者、障がいのある人など、様々な問題がありますが、本市といたしましては、国や県の動向を見極めながら、調査・研究してまいります。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

##### ○委員長（前島広紀君）

ただいま執行部の説明が終わりました。これより執行部に対する質疑を行います。質疑はありますか。

##### ○委員（宮内 博君）

今、課長のほうから説明を頂いたんですけど、実際に県内で本年も6市町が条例を策定の予定だと[「基本計画」という声あり]基本計画ですね、分かりました。それで、実際条例を作っているのは、ここに書いてある3市町ということのようですけど、今日、参考資料として植山議員が行った一般質問の関係について添付されているところでもありますけど、あながちこの人権条例というこ

とを取って議論をしようとするときに、必ずこの出てくるのが部落差別ということを中心化したという印象を受けるんですけど、そういった傾向があるのかなというふうにも思うんですけど、特に植山議員の質問の柱というのは、昨年末に成立した部落差別の解消と推進に関する法律ですね、これを受けてというようなことが、主眼になっているわけですよね、それで、これを受けて条例化を市として検討していくんだというような形で、ここで言う検討というのは作るための準備というふうには私は捉えているわけですけど、そういう観点から出発をしようとしているのかどうかですね、いわゆる推進法を受けての条例制定というようなことで議論をしようというふうにはしているのかどうかですね。そこのところをまず、説明をいただけませんか。

○市民環境部長（久保隆義君）

今、宮内委員からもございましたが、3月の一般質問の答弁におきましては、部落差別の解消の推進に関する法律が、昨年、平成28年12月に制定施行されましたということで、今後、この法律が制定されたことによって、国からのガイドラインが示されると、そうすると国・県の動向を見極めながら、人権条例というのは全体の条例になるんですけども、そこら辺も加味しながら検討していきたいということで、3月に答えておりますので、今のところは調査研究をしまいにありますということで変わりはないところで。

○委員（宮内 博君）

法律ができていますので、自治体は受ける側ということになるわけです。それで、法律そのものも資料として添付がなされているんですけど、ここの中でいろいろ自治体の独自の対応ということが求められることになってくるのかなというふうにも思うんですね。それで霧島市の場合は、旧隼人町で実施をしてきた同和対策特別措置法を受けて行われてきた、この事業そのものも、また、住宅新築資金の貸付資金とか、部落解放同盟に対する助成金でありますとか、同和教育であるとか、そういうものを引き続いて実施をしているという現状があるわけですよね、この事業については、特別措置法は終了しているんだけど、制度としては、まだ、市の事業として残っておりますし、隣保館等の活用については、計画も示されて活用もされているというような現状にありますから、その現状に立ってどんな議論をしようとしているのかというところ、非常に自治体には重く求められているのではないのかなと、そういうふうに私自身が受け止めているんですけど、昔、同和対策事業が旧隼人町で行われていたときに、かなり、議論をした一人として、そのような以前あったようなことが、再来するようなことがあってはならないと、そうはならないと思いますけれど、そこのところをどの程度、議論しているのかなと思うんですけど、法律が施行されて半年でありますので、まだなのかなというふうにも思いますけど、その辺をちょっと紹介してもらえませんか。

○市民課長（佐多一郎君）

参考条例としまして、7ページから載せておりますけれども、他市県の条例等を参考にして研究をしているというような状況でございます。

○委員（宮内 博君）

研究しているんだけど、具体的に部落差別ということが中心になろうかというふうにも思うんですね、条例そのものはそういうふうにはなっていないわけですね。3月議会のやり取り等も踏まえて考えると、成立した条例は部落等の解消推進となっておりますので、これを受けるということになる、どうしてもその部落問題ということを中心を考えるということになるわけですけど、その辺のところをどんなふうに議論しているのか、この法律を受けてと言っているのですけどね。

○市民課主幹（徳永浩之君）

宮内委員のほうから御質問がありました件についてですが、本市としましては霧島市人権教育啓発基本計画に分野別施策の推進ということで、女性であったり子供であったり高齢者があったり障がいのある人だったり、同和問題も含めて様々な人権問題に対しての取組をしていくということがございますので、それも踏まえた上で先ほどおっしゃられた部落差別解消の推進に関する法律、こ

ちらのほうのガイドラインが、今後、示されることも、また、踏まえた上で様々な人権問題についてのことも含めまして検討してまいるといふことで、調査研究してまいるといふことでございます。

○委員(宮内 博君)

憲法上の規定からすると思想、信条、良心の自由ですね。そして、さらに細かい表現もあるんですけど、それは、最大限保障されるべきだといふようなことになっているんですけど、国会ではそれを無視するような、そして制限をかなり掛けるのではないかといふ、共謀罪等も成立している。私は、そういう中で実際にこの霧島市が独自に条例を制定することによって、憲法上の人権というのがいかに守ることができるのかといふ岐路に立たされている状況にあるのではないかと思ふのですね。当然、部落差別とかはあつてはならない話ではありますが、私どもは特別措置法が廃止をされたといふことを踏まえて、一般行政に移行していく、そして、その垣根を取り払っていくといふことが何よりも大事だと思つています。そこでお尋ねしたいのは、予算委員会の中でもお聴きをしたんだけど、いわゆる法律の制定に当たって衆議院、参議院でそれぞれ特別決議がなされて、資料の中にも添付されているんですけど、そここのところの議論の状況を示してください。

○市民課主幹(徳永浩之君)

宮内委員がおっしゃったのは、附帯決議のことです。12ページのほうに掲載してあります[「衆議院法務委員会における附帯決議を朗読と参議院法務委員会における付帯決議」を朗読][「朗読しなくても」といふ声あり]このような附帯決議を踏まえて一応取組をするといふことでございます。

○委員長(前島広紀君)

宮内委員、もう一度質問をお願いします。

○委員(宮内 博君)

衆議院と参議院で特別決議がなされていると、この内容について、この間どういふふうに議論をしてきたんですか。

○市民課主幹(徳永浩之君)

まだ、国や県からのこの件についてのガイドラインが示されていないといふことで、それ以降は議論はしていないところでございます。

○委員(宮内 博君)

私がこの間に議論をしてきた背景には、この参議院の特別決議の中にある部分が、特別措置法が実施をされている期間ですね、全国的に見受けられたと、それはどこの部分かといふと参議院の附帯決議の1のところですね、過去の民間運動団体の行き過ぎた言動と部落差別の解消を阻害した要因を踏まえといふ部分ですよ。だからこの部分について執行部がどのような形で受け止めていらっしゃるのかといふことが非常に大事だと思つています。そここのところを聴きたい。

○市民環境部長(久保隆義君)

この資料の2ページを見ていただきたいんですが、ここの右下のほうに表がありますけれども、検討に当たっては国のガイドライン等が示されてから、まず、庁内に霧島市人権擁護推進本部という組織がございますので、そこで検討をして、それから上のほうに霧島市人権啓発推進まちづくり会議というのがあり、この基本計画を作ったときにも、こういう手順を踏まえて制定しておりますので、今後の条例の検討といふことにつきましても、ガイドラインが示されたからこれらの手続きを踏まえて、条例制定に向けての検討をしていきたいと考えております。

○委員(宮内 博君)

まだ、ほとんど検討されていないといふ、ガイドラインが示された以降、具体的な作業に入りたいという理解でいいですか。

○市民課長(佐多一郎君)

そのとおりでございます。

○委員(宮内 博君)

であれば、ぜひ、まちづくり会議で議論をすることになるだろうと思いますけど、当然、今部長おっしゃったように、人権問題というのは多岐に渡るということですよ。何もその部落差別だけではないんだというのは当たり前のことです。ただ、今回の条例制定というのが法律を受けてなされるということですから、いわゆるブラック問題に関して、かなりの議論をするということにならざるを得ないのかなと思うんですよ。それで、今申し上げているわけなんですけど、この運動団体の中で、市が補助金を出している団体で、部落解放同盟というのがありますよね。そこが持っている綱領があります。それが、そのまま踏襲されて法律が成立しているのですけれども、そのまま、持ち込まれるということになると、大変、この重い課題を議論していかなきゃいけないことになるのかなというふうに思いますので、申し上げておきたいと思っておりますけど、これは部落解放同盟の綱領、2011年3月4日の第68回、全国大会決定というものでありますけど、これの今後の部落解放運動の基本課題という部分があります。その第1のところ、狭山差別裁判などの部落差別事件や差別実態に対する糾弾の取り組みを堅持し、糾弾の社会的正当性の確保と定着を図ることと明文化されているんですよ。糾弾ということが、この正当化するんだという、そして、それを堅持していくんだと書かれているんですよ。糾弾というのは、不正や失敗などを問いただしてとがめることと広辞苑にはそうなっています。だから、かなり、全国的に多くの問題が生まれてきたと過去には八鹿高校事件とか、大変、悲惨な事件もあつたりしました。それが、その最近の綱領中で再確認をされて、そして、その後この法律ができていくということになります。こういったことが持ち込まれてくるということになると、受ける行政側も本当に大変だろうなというふうに思うんですけども、参議院ではそういうことを懸念して、特別に起こしているわけですよ。そこを、ぜひ、御議論をいただいて、やはり、新たな特別対策が必要な事業を起こすということではなくて、貧困の問題とか、そういうものというのは、何も地域に限定されたものではなくて、いわゆる一般の社会に、市民社会の中に深く共通して起こっている問題だということによって捉えた、そういう取組を求めておきたいと思っておりますけども、見解だけお聴きしておきます。

○市民環境部長(久保隆義君)

宮内委員がおっしゃったように、この参議院での附帯決議について、今から本市が議論を致します、この人権条例というのは資料の2ページなんですけれども見ていただければ、同和問題もありますけれども日常的に新聞の報道とか、あとは自分たちが聞く人権の問題につきましては、女性でありますとか、子供でありますとか、障害でありますとか、あるいは、ここに様々な人権問題というところでインターネットによる人権侵害というような新たな課題なんかもありますので、当然、同和問題にある特定の地域に限定した条例ではなくて、女性、子供、障がいのある人、全ての分野別の施策の推進に沿った、そういう条例になるんじゃないかと考えております。

○委員(今吉歳晴君)

平成27年の8月18日に人権を守る会かごしまという団体と議員と語り合いをしたのですが、そのときのテーマが人権宣言のまちづくりについて、部落差別をはじめとした差別撤廃を市として宣言し、形にしてほしいというテーマに絞って議論をしたわけですが、私はそのときに記録係でありました。その中で向こうの方の発言の中で、インターネットによる被差別部落に対する誹謗中傷について、法務局、地方法務局は新規で救済決議を開始した。人権侵犯事件は、最近の情報誌では2万1,718件と紹介されておりましたという発言がありますので、私は、この2万1,718件の全てが同和に関する人権侵犯事件かと思ひまして、いろいろ調べてまいりました。これは平成26年の法務局、地方法務局で受け付けた全国の人権侵犯事件の件数ですが、このときも同和問題に対する事件というのは117件でした。それから平成27年度が受理件数が2万999件、その中で同和問題に関するものは93件という数字でありまして、ちなみに平成28年度におきましても新規の救済手続開始件数が1万9,443件、その中で特に人権侵犯の累計別新規救済手続開始件数の動向というのが載っております、まず、暴行、虐待事件がこの中で3,616件、それから学校におけるいじめ事案が3,371件、それから、プライバシー関係事案というのが2,472件で、住居、生活の安全関係事案が2,446

件、それから労働関係事案が2,119件、それから教職員関係事案が1,356件という数字でありましたが、それから差別対応事案というのは、683件ありまして、この中には障がい者に対するものについては、286件、それから同和問題に関するものが78件という数値でありましたが、ただ、この人たちが、人権を守る会かごしま、同じ団体の人たちが、今年の1月31日、議員と語り合いを環境福祉常任委員会の人たちとしておりますが、この中で霧島市部落差別をはじめとする、あらゆる差別撤廃に関する条例を作ってくださいという要望があるわけですが、私は今申し上げましたとおりこういう多岐に渡る人権差別問題があるのですから、そういうことを十分踏まえて、ただ、こういう一つの団体の方々の意見ばかりではなくて、広く調査研究していただきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

○委員（常盤信一君）

市が平成20年に基本計画を策定してから今日まで、多岐に渡る人権問題で、例えば、いじめだとか自殺だとか、そういった事件・事故というのはあるんだろうと、今の話を聞くとそう思うのですが、例があれば課題別に上げてもらってもいいんですが、御紹介いただけませんか。

○市民課主幹（徳永浩之君）

個別の事案につきましては、ちょっと答えしかねる部分があるんですけども、今、今吉委員が言われたのは、全国の人権侵害事案についてなんですけれど、県内の状況を申しますと、平成28年の受理件数276件のうち教育職員による体罰が20件、学校におけるいじめに関する事案が13件、教職員による体罰が11件、夫の妻に対する暴行・児童虐待等の暴行・虐待事案が58件、近隣間の争いなど住居・生活の安全関係事案が68件、プライバシーに関する事案12件、労働権に対する侵害が21件、差別待遇が3件などとなっております。県内の状況については、記者発表もされているんですが、この個別のこの事案については、「市内は」という声あり。市内の件数ですが、霧島支局管内といいまして、鹿児島地方法務局霧島支局管内が霧島市、始良市、湧水町、伊佐市、この3市1町ですが、そこでの人権侵害事件数というのは、平成28年は38件です。ちなみに平成27年が104件だったので66件、この人権侵害事案が減っているということになります。また、相談件数につきましては、平成27年が994件でありましたが、平成28年が1,236件という数字になっております。年単位でやっておりますので、平成28年度ではなくて1月から12月までの数字であります。「霧島市の内訳」という声あり]その具体的な相談内容については、公表できないということです。

○委員長（前島広紀君）

しばらく休憩します。

「休憩 午前11時21分」

「再開 午前11時22分」

○委員長（前島広紀君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○市民課主幹（徳永浩之君）

鹿児島地方法務局霧島支局が内訳を公表していないということです。

○委員（常盤信一君）

内訳は、分からないということですが、その都度、行政としては相談を受けたりすると対応したり、あるいはそれに関係する部署で一つずつ解決していくというスタイルを取っているのですか。

○市民課主幹（徳永浩之君）

人権相談につきましては、人権擁護委員の皆さんのほうに、法務局のほうで常設の人権相談でありますとか、あるいは年間44回やっております特設人権相談、そのような人権擁護委員の皆さまによる人権相談という形で対応しております。そのほか、市の教育委員会がやっております、いじめ問題対策支援室でありますとか、子育て支援課内の家庭児童相談室への子供虐待に関する相談でありますとか、あと、女性のための無料相談というのも国分会場、隼人会場やっておりますので、それぞれのところで内容に応じて受付をして、対応しているというところでございます。

○委員（常盤信一君）

もちろんそうだとすれば、それなりの情報が行政のほうにも来るんだろうと思いますが、計画上で言いますと教育啓発ですから、そうした事件、問題、相談ごとをきちっと整理をされて市民に情報提供をしないと、この問題の計画が計画では無くなってしまいうんですが、そこへの対応はどうなんでしょう。

○市民課長（佐多一郎君）

いろいろな部署で行われているそのような情報の集計をこちらのほうで集めて、条例の制定につきましては参考とさせていただきたいと考えております。

○委員（常盤信一君）

ということは、いろいろと情報は入って手元にあるけれども、公には言えないと理解していいんですね。

○市民課長（佐多一郎君）

今、申しましたのは今後、条例を制定する場合については、そのような情報を集めてから検討してまいりたいというふうに考えております。

○委員（常盤信一君）

あまり、こと細かに言う気はないんですが、いろいろ情報が今まで平成20年以降に計画を作ってから多岐に渡った相談ごとや諸問題が起こっていることは集約をされているんでしょうねと、その中身は、なかなか言えませんがというふうに言われると、次のステップを踏むのに、新たな計画を組むにしても、私たちは分からないままに計画が進んでいってしまうのかなというふうに思ったりもするんですが、そこら辺はどうなんですかね、こと細かく言わなくても体系的にこういうことがあって事例的には、こうだというのが理解できないと市民に啓発をするとっても、なかなか難しい面があるのではないかと思いますのでいかがでしょう。

○市民課主幹（徳永浩之君）

今まで、実情の把握というのはしておりませんでした。それは啓発推進という形で人権フェスタでありますとか、人権についての啓発推進を全般的な課題について、分野別の施策の推進ということでやってきたところであります。

○市民環境部長（久保隆義君）

当然の御質問だろうと思うんですけれども、実態としてそういう侵犯事件の件数の内訳とか、女性問題、子供問題であるとか、そういうものの現状把握は非常に大切で、それを踏まえての事務事業の施策の推進になるかと思えますけれども、そこら辺が不十分だったようでございますので、今後、まずは現状を正しく認識をして、それを反映させるような仕事のやり方をしていきたいと思えます。

○委員（宮内 博君）

実際、分野別にどういうふうに推進していくのかと、先ほどから部長のほうから答弁では部落問題を重点化したものではないと、人権問題というのは多岐に渡る問題だと、それは当然そのとおりですよね。それで、実際に基本計画を作って8年を経過しているわけですけど、どういうふうに推進していくのかというところの最初に出てくるのが、現状と課題というふうになっていますよね、その現状がこの間、分からないということになってしまうわけですよ、今の答弁ではですね。そうはならないだろうというふうに思うんですけど、そういうことなんですかね。少なくともここにある分野別の女性問題とか、子供とか、高齢者とか障がいのある人とかですよ、ということを定めてある部分については現状と課題は分析されているんでしょう。

○市民環境部長（久保隆義君）

この資料の1、2ページですけれども、ただ今おっしゃったような現状と課題、それが1ページのほうに保育所、幼稚園とか学校、地域社会とか、こういうふうに現状と課題、それから政策の方向というふうに、それぞれ分野ごとに明記してありますので、こういう一般的な現状、課題として

は整理をしているんですけども、さっきおっしゃったように本市のその具体的な件数とか、そこら辺まではしていなかったというようなことだろうと思いますので、具体的に数字を何件というところまでは、ただ、こういう傾向にある、こういうのは課題だというふうな整理の仕方はしておりますけれども、全然、その現状と課題を認識していないというようなことではないと思いますので、それをもっと正しく数字として整理していきたいというようなことであります。

○委員（宮内 博君）

分野別に現状は、それぞれの、例えば、女性分野であれば、ここに書いてある、セクシャル・ハラスメントや性暴力、配偶者・パートナーからの暴力などと書いてありますよね。こういうのが実際にどうだったのかというようなことや件数等も含めて、これからは整理をして提案ができるようにしていくということで理解していいんですか。

○市民課長（佐多一郎君）

委員からの御指摘があったように、法務局とか他の事業所がしている件数とかを把握しまして、推進してまいりたいと思います。

○副委員長（平原志保君）

最初に戻るといふか、一番、基本的のところなんですけれども、霧島市内の同和問題の現状なんですけど、地域の問題なんです。それとも、それぞれの個人的な問題で同和問題が出ているのか、その辺がちょっと普通に暮らしているとよく分からなくて、例えば、この差別の分野となる女性、子供、高齢者となりますと数字が出てきますよね、女性は何名、子供は何名、高齢者は何名と出ますけど、この同和問題、霧島市に関わる同和問題の対象者というのは人数的に言うとなん人になるんでしょうか。

○隼人人権啓発センター主査（富久公俊君）

同和問題に対するということなんですけど、センターに寄せられる、例えば、差別発言であったり、そういう地域の方に対する事象があったときに相談があることがございますけど、それも相談件数としては、具体的には啓発センターのほうには上がってきていないといふか、件数が少ない状況でありまして、地域外の方からそういう同和問題に関しての問合せとか相談というのは啓発センターのほうにはない状況です。

○副委員長（平原志保君）

質問の意味が違ってですね、相談件数ではなくて対象者数です。同和問題を生活の上で考えなければいけない人たち、例えば、女性となれば、私は女性です。差別の対象者になるのかなと思いますけど、女性だからといって全員差別の対象者になるときもあれば、ならないときもあつたりして、これもちょっとよく分からないんですけども、同和問題となれば霧島市での問題がある一定の地域のことを指していて、ここで問題になっているならば、そこの中に住んでいる人たち全員が対象者というわけでもないと思うんですけども、具体的に言えば何人の方が困っているのかというのが知りたいんですけど。

○委員長（前島広紀君）

しばらく休憩します。

「休憩 午前11時35分」

「再開 午前11時36分」

○委員長（前島広紀君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○市民課主幹（徳永浩之君）

今の御質問ですが、その数については把握しておりません。

○委員（宮内 博君）

平原委員から質疑があったんですけど、それは、この資料の12ページの最後のところですよ、これは参議院の附帯決議ですが、今回の件に関して調査そのものが新しく差別を生むようなことにな

りやしないかということで、そうはならないようにしなさいよというのが、この附帯決議なんですよ。だから皆さん、どこなんだろうか、何人だろうかと思うかもしれませんがとおっしゃったけれども、そういう観点からするというのは絶対避けてくださいということですので、執行部のほうもこういったところを引用されてしっかり答えたほうがよろしいと思います。

○委員長（前島広紀君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、これで執行部に対する質疑を終わります。ここでしばらく休憩いたします。

「休 憩 午前 11 時 37 分」

「再 開 午前 11 時 39 分」

## △ 自由討議

○委員長（前島広紀君）

休憩前に引き続き会議を開きます。次に、自由討議に入りますが、本日の会次第順に進めてまいりますので、意見があれば御発言ください。それでは、まず、霧島市一般廃棄物処理計画の概要について意見はありませんでしょうか。

○委員（宮内 博君）

新しく委員会の所管が変わって初めての議論だったわけです。今回、この計画を策定するに当たってのたたき台になるようなものを示していただいたわけなんです。先ほどの質疑の中でも申し上げましたけれど、過去 10 年間の推移等が検証できるような資料等もきっちり作成をして、そして、執行部もこういう機会には議会にそれに基づいてしっかり説明してもらおうというようなところが、まだ、新しく体制も 4 月からですね、変わったというようなことなどもありますので、そういうのも一つの原因なのかなと思いますけれども、不十分だったのではないのかなとそういう印象を拭えません。ですから、今年中には作成して平成 30 年から始めるというようなことになるわけで、時間的な余裕があるといえはるわけですので、今回を踏まえてどこかの段階で、また、その後の進捗等について確認ができる機会を持ったほうがよいと思います。

○委員長（前島広紀君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、次に進みます。人権条例について、意見はありませんか。

○委員（今吉歳晴君）

先ほど、常盤委員の発言中で受理した内容等が分からなければ議論のしようがないわけですので、ただ、国と地方法務局は人権侵犯事件の類型別、救済手続開始件数の中で、区分けしてあるわけなんです。例えば、暴行、虐待事案、それから学校におけるいじめ事案、それからプライバシー関係事案と区分けして累計ができていますから、それに準じて、やはり、こちらも分けてやっていないと、ただ、どういう相談を受けたかそれは公表できませんじゃなくて、やはり、公表すべきだと思います。

○委員（宮内 博君）

今回の調査も組織が再編されて、前環境福祉常任委員会でのやり取りを引き継いだというものはありますけれども、関係団体の皆さんとの意見交換の中で出されているのは、部落差別問題を中心にした条例が作れないかということでもあったわけですね、同時に 3 月議会のやり取りもそういうところの部分が強かったのかなと私はそういう印象を持っています。ただ、人権教育啓発基本計画が、平成 20 年に作られておまして、この間の事業の検証というようなことに議論が進んだ中で、

その辺の現状と問題点等について、説明ができないということであった。組織再編があつてその辺の事情はあるのかなと思います、少なくとも平成20年ですからですね、過去8年間ぐらいは統計として取っていて、それが事務的に引き継がれる。そして、さらに発展させるという取り組みはなければならぬと、それでなければ、この計画を作った意味がないと思いますので、先ほどの今吉委員からもありましたように、取り急いでそのことは進めてもらいたいと思いますし、これも引き続き議論をしていく課題として当委員会ですら事務調査ができればなと思います。

○委員長（前島広紀君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、これで2件の自由討議を終わります。ここでしばらく休憩します。

「休憩 午前11時44分」

「再開 午前11時45分」

#### △ 所管事務調査に係る委員長報告について

○委員長（前島広紀君）

休憩前に引き続き会議を開きます。次に、所管事務調査に係る委員長報告についてを行います。本日の所管事務調査に関する委員長報告はどのように取り扱いますか。

○委員（宮内 博君）

私は、今日の調査で報告できることはかなり少ないのではないかと、議論そのものが浅いですからですね、だから、もう少し当委員会でも調査が必要だと思えます。例えば、ごみ問題に関してありますけれど、認識としてはその一般ごみに占める生ごみをどうするのかというのが、市としても大きな課題だと、将来的には焼却炉の問題とかいうことも当然、出てくる話しですけども、この生ごみの関係でいうと、一般ごみの処理の関係でいうとすぐ隣の町に大崎町がありますよね。そして、志布志市があります。ここは全国トップレベルですよ、ごみ処理については、だから委員会の調査の中にそういうのを取り入れて、そして、自治体が行っている現状を再認識すると、そして、その議論の中にも生かすというのが必要ではないのかなと思います。

○委員長（前島広紀君）

ただ今、もう少し調査が必要ではないか、今回は報告をしなくてもいいのではないかとことですが、ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

そのようにさせてもらっていいですか。今回は報告をしないと、もう少し調査を続けていくということですけどよろしいですか。

〔「はい」と言う声あり〕

それでは、そのようにさせていただきます。

#### △ 閉会中の所管事務調査について

○委員長（前島広紀君）

次に、閉会中の所管事務調査について協議いたします。具体的な調査項目等について御意見がありますでしょうか。

○委員（池田 守君）

今、宮内委員がおっしゃったんですけど、この大崎町とか先進地の調査というのも必要なんじゃないかと思えます。

○委員（今吉歳晴君）

敷根清掃センターもできて14年が経過するわけですが、今焼却炉の問題等も検討されていますので、どういう方向に行くのか、その辺についても検証していけたらと思います。

○委員長（前島広紀君）

今、二つ出ておりますけど、ほかにありませんか。

○委員（宮内 博君）

私も池田委員のほうからありましたように、先進地の取組をですね、これは全国的に誇れる取組をしているわけですよね。ですから、大崎町か志布志市において、閉会中の調査ができればいいのではないかと思います。焼却炉も大きな問題であるので、議論してもらえれば。

○委員長（前島広紀君）

大きく二つなんですけど、これでよろしいですか。

〔「はい」と言う声あり〕

そのように報告をさせていただきます。

### △ その他

○委員長（前島広紀君）

次に、委員会全般に係るその他として、委員の皆様から何かございませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

○委員長（前島広紀君）

ないようですので、以上で総務環境常任委員会を閉会いたします。

「閉 会 午前11時59分」

以上、本委員会の概要と相違ないことを認め、ここに署名する。

委員長 前 島 広 紀